

犬の登録と 狂犬病予防注射



生後3カ月以上の犬を飼っている方は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。集合予防注射を次の日程で実施しますので、都合の良い会場でお受けください。

■次の場合は予防注射を受ける前に、獣医師へ相談してください。

- ・犬が病気がかかっていると思われるとき
- ・予防注射でショックなどの副作用を起こしたことがある場合（発疹・じんましん・けいれん・よだれなども含む）
- ・妊娠初期または妊娠末期のとき
- ・1カ月以内に他の予防注射を受けているとき

■新たに犬を飼った場合の新規登録も併せて行えます。

狂犬病予防注射の日程と場所

日程	時間	会場
4月17日(水)	8:40~9:10	青田農構センター
	9:35~9:50	下樋梅原集会所
	10:00~10:25	岩根農構センター
	10:40~10:50	下関下消防屯所
4月18日(木)	11:05~11:40	荒井地区公民館
	8:45~9:05	仁井田地区公民館
	9:20~9:30	防災センター(太郎丸)
	9:40~9:50	本宮10区集会所
	10:10~10:30	みどりの家(もとみや台)
4月19日(金)	10:45~11:05	高木地区公民館
	11:20~12:00	糠沢分館
	8:40~9:00	白岩分館
	9:15~9:30	松沢分館
	9:45~10:05	稲沢分館
4月21日(日)	10:20~10:40	長屋分館
	10:55~11:15	和田分館
	8:10~9:10	本宮市役所
	9:25~9:55	本宮市中央公民館
	10:15~10:30	老人憩いの家
	10:50~11:30	白沢総合支所

■料金	・注射代	3,100円
	(内訳) 注射料金	2,550円
	注射済票代	550円
	・新規登録	3,000円

愛犬の異動届も忘れずに

生後3カ月以上の犬を飼ったときは、犬の登録が義務付けられています。登録をされていない方は、必ず登録をしてください。
また、犬が死亡したとき、犬がいなくなったとき、犬の所在地が変わったときや飼い主が変わったときも届出が必要です。

届出の種類	提出書類	金額
犬を飼ったとき	犬の登録申請書	3,000円
犬が転入したとき		無料(鑑札有) 3,000円(鑑札無)
犬が市内転居したとき	犬の登録事項変更届出書	無料
飼主を変更したとき		無料
犬が死亡したとき	犬の死亡届出書(電話連絡可)	無料

■狂犬病は恐ろしい病気です
狂犬病は、人がウイルスを持っていて動物にかまれることで、狂犬病ウイルスが筋肉から神経に入り最終的にウイルスが脳まで到達して生命維持に必要な脳の中枢を破壊し死に至る病気です。発症すると100%死亡するといわれています。

■未然に防ぐ方法は？
唯一の予防法が、狂犬病の予防接種をして発病を未然に防ぐことです。毎年1回、犬の狂犬病予防接種を受けておくことが、流行を未然に防ぐ方法なのです。

■もし犬にかまれたら

狂犬病ウイルスを持っていて動物にかまれた後、すぐに傷口を消毒し、発症する前に急いでワクチンを接種することで、発症を防ぐことが可能です。犬にかまれた時は必ず病院に行ってください。
また、次の問い合わせ先に連絡してください。

◆問い合わせ先

県北保健所食品衛生チーム
☎0241534143005

◆問い合わせ先

本宮市役所 生活環境課
☎3311111(内線113)
白沢総合支所 市民福祉課
☎4412114(直通)



春は引っ越しのシーズンです



3月・4月は、就職や進学、転勤などで住所を移転する機会が多くなります。住所や世帯などに変更があった場合は、市役所市民課または白沢総合支所市民福祉課の窓口へ届出をしてください。

■正しい届出をしましょう
住所が変わると、住所変更の届出のほかにも、国民年金や児童手当などの手続きも必要になります。正しい届出をしないと、国民年金や国民健康保険、児童手当などの給付が受けられません。また、選挙ができなかったり、子どもへの予防接種や、小中学校への入学手続きにも影響が出ます。

転入・転出などの手続きはお早めに

■住民異動の届出
住民異動の届出は、本人か同一世帯の方のみ可能です。それ以外の方が届出をする場合は、委任状が必要になります。



■本人確認書類が必要
本人になりすまし、国民健康保険証や印鑑登録証などを不正に取得することを防ぐために、届出される方の本人確認が必要になります。運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの証明書をご持参ください。

■窓口の受付時間

午前8時30分から午後5時15分
平日のみ(祝日を除く)
※毎週月曜日に、市役所市民課市民窓口係の窓口業務を午後7時まで延長していますが、延長した時間(午後5時15分~7時)では、各種住民異動の届出(転入・転出・転居・世帯主変更の届出など)の業務は取り扱っていませんのでご注意ください。

■これからの時期は大変込み合います

これからの異動の時期、月初めや金曜日、昼休みなどは大変込み合います。込み合う時間帯を避けるか、余裕を持ってこ来庁ください。

住民異動の主な届出

届出の種類	届出期間	持参するもの
転入(市内へ来たとき)	転入した日から14日以内	・転出証明書 ・印鑑 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証
転出(市外へ出るとき)	転出する前	・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・住民基本台帳カードなど
転居(市内での異動のとき)	転居してから14日以内	・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証など
世帯主変更届(世帯主を変えたいとき)	変更があった日から14日以内	・国民健康保険被保険者証など

※転入・転出・転居などの届出の際、届出者の本人確認が必要になりますので、運転免許証やパスポートなど、顔写真付きの証明書ををお持ちください。

- 【住民異動に関連する届や申請など】
- 国民健康保険の加入・喪失届
 - 国民年金加入・喪失届
 - 後期高齢者医療被保険者証の交付・返還
 - 後期高齢者医療高額医療費申請
 - 児童手当の認定申請・消滅届
 - 子ども医療費受給資格登録申請・返還
 - 所得証明書・納税証明書・課税証明書の交付
 - 各種障がい者手帳の住所変更
 - 転入転出に係る重度心身障がい者医療費受給資格の申請
 - 水道の開閉栓の受付